

# 議 事 録

令和5年7月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和5年第7回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年7月5日（月） 13時24分から14時10分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利	9番 光永 太
10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄	13番 隈部 誠一
14番 坂本 照子			

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

1名 5番 徳丸 誠次郎

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之

農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請

議案第43号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請

議案第44号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請

議案第45号 農地転用事業計画変更承認申請

議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請

議案第47号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）

議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転

議案第49号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断

報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出

報告第11号 農地法第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（一法師進君）

本日の総会には、5番徳丸委員から欠席の届けが出ており、委員14人中13人の出席となりますが、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

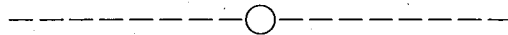
それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第7回総会を開会致します。

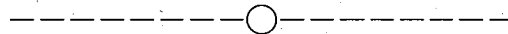


3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、1番 多久委員、2番 守川委員を指名いたします。



4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第42号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第42号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号100番申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、新規取得によるものです。

調査書は1ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号101番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は2ページ記載のとおりです。議案書4ページをお願いします。

提案番号102番申請地及び申請人は記載の通りです。

譲受理由は、譲受人所在地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は3ページ記載の通りです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 103 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、親子間の贈与によるものです。  
調査書は 4 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 104 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、新規取得によるものです。  
調査書は 5 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 105 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 6 ページ記載の通りです。議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 106 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 7 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 107 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 8 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 108 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 9 ページ記載のとおりです。議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 109 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書は 10 ページ記載の通りです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 110 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 11 ページ記載のとおりです。議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 111 番申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書は 12 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 112 申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書は 13 ページ記載のとおりです。

以上 13 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 100 番について「北部地区担当委員」

11 番（廣松久喜君）

提案番号 100 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 101 番から 104 番までについて「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 101 番から 104 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番 105 番から 112 番までについて「東部地区担当委員」

13 番（隈部誠一君）

提案番号 105 番から 112 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 42 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 42 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 43 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書 16 ページをお願いします。

議案第 43 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」です。

提案番号 9 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。借受理由は、農業者年金の再設定で、10 年の使用貸借権設定です。調査書は 15 ページ記載のとおりです。

以上 1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 9 番について「北部地区担当委員」

11 番（廣松久喜君）

提案番号 9 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 43 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 43 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 19 ページをお願いします。

議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 7 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 451 m<sup>2</sup>を宅地として転用し、既存の宅地を拡張する案件です。なお、申請地はすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため

追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の20ページをお願いします。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田122㎡を公衆用道路として転用する案件です。なお、申請地はすでに道路として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の21ページをお願いします。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田43㎡を宅地として転用し、既存の宅地を拡張する案件です。なお、申請地は昭和45年ごろからすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。

5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の22ページをお願いします。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田428㎡に杉を植林して山林に転用する案件です。

なお、申請地は平成10年ごろに植林が実施されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の23ページをお願いします。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 105 m<sup>2</sup>に観賞用の池を設置して宅地に転用する案件です。なお、申請地は昭和 20 年ごろから宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 7 番について「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 7 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 8 番から 10 番までについて「南部地区担当委員」

10 番（志方精之君）

提案番号 8 番から 10 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 11 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 11 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 44 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。



(全員賛成)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 44 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 45 号「農地転用事業計画変更承認申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書の 24 ページをお願いします。

議案 45 号 農地転用事業計画変更承認申請です。

提案番号 2 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。当初転用者は個人で、平成 27 年 11 月に転用者の経営する温泉施設に隣接する申請地の田 201 m<sup>2</sup> を取得し、温泉施設に転用する許可を受けていましたが、翌年の熊本地震の影響で事業を中断していました。このほど、温泉施設の事業を承継者に売却し、申請地を駐車場として利用するため本申請がなされたものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的にみて承認相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 45 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 45 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案 46 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務

局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 27 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田 201 m<sup>2</sup>を取得し、隣接する温泉施設の駐車場として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 26 ページをお願いします。

提案番号 28 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑等 3 筆計 444 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、一般個人住宅に転用する案件です。なお申請地のうち 2 筆の地目が雑種地となっておりますが畑として一体的に利用されているため現況農地としての扱いになります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 27 ページをお願いします。

提案番号 29 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 500 m<sup>2</sup>を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 28 ページをお願いします。

提案番号 30 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 398 m<sup>2</sup>を取得し、特定建築条件付売買予定地に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載してい

ます。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 29 ページをお願いします。

提案番号 31 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の畑 217 m<sup>2</sup>を取得し、建売分譲地として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。21 ページに現地の状況写真、22 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 32 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 488 m<sup>2</sup>を取得し、陶芸工房及び駐車法に転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。23 ページに現地の状況写真、24 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 27 番について「北部地区担当委員」

12 番（田中春雄君）

提案番号 27 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 28 番から 31 番までについて「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 28 番から 31 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 32 番について「東部地区担当委員」

8番（米岡一利君）

提案番号32番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第46号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第46号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

最初に、訂正をお願いします。

議案書38ページをお願いします。

提案番号192番の2筆目の貸借期間の欄です。再設定ではなく、新規設定に訂正をお願いします。

議案書31ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定が54件でその面積は、92,782.55㎡でございます。

提案番号158番から192番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、158番はニラ・根菜類、159番は水稻・WCS・イチゴ、160番から167番は水稻・麦・WCS、168番から170番は水稻・WCS、171番から188番は水稻・WCS、189番から192番は水稻を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書40ページから45ページのとおりで。

また、本日提案しております提案番号158番から192番までの議案につきましては、農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 47 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第 47 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (芳川由紀君)

議案書 39 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、新規設定が 5 件、再設定が 3 件でその面積は、8,868 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 142 番から 40 ページ 145 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、142 番から 143 番はナス・トウモロコシ、144 番は水稻・西瓜、145 番は水稻・粟・筍を作付け予定でございます。

なお、只今説明しました申請に係る調査書については、別紙調査書 46 ページから 48 ページに記載のとおりです。

また、本日提案しております提案番号 142 番から 145 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

3 番 (森喜代輝君)

提案番号 145 について、賃借料額で粟 90kg とあるが、大体いくらくらいになるのか

1 番 (多久正光君)

年毎、時期毎により変わるが、概ね 9,000 円 (1,000 円/10kg) 程度になる。

○議長 (坂本照子君)

ほかにございせんか。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 48 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 48 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 49 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 41 ページをお願いします。

議案第 49 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 29 番～31 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。農地の状況につきましては、「別紙 2 現地写真」の 15 ページ～20 ページに掲載のとおりとなっております。まず、提案番号 29 番と 30 番は 25 ページ掲載、提案番号 31 番は 26 ページに掲載のとおりでございます。

いずれの案件も、周囲を山林に囲まれた農地や雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 49 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 49 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

## 5 報告

### ○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第10号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（廣田浩之君）

議案書の42ページをお開き下さい。

報告第10号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年5月に届出がありました件数は13件、筆数の合計は94筆、面積の合計は104,755㎡でございます。詳細につきましては、42ページから44ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

### ○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

### ○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第10号は終わります。

次に、報告第11号「農地法第5条第1項の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（廣田浩之君）

議案書の45ページをお開き下さい。

報告第11号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和5年5月に届出がありました件数は1件、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、農業用施設であり、機構法に基づいた転用であるため、農地法上は許可不要の取扱いとなります。

### ○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

### ○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第11号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第7回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1 番 農業委員

ス正亮

2 番 農業委員

守川千穂